

# 予 防 技 術 資 格 者 認 定 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号。以下「資格者告示」という。)における予防技術資格者の認定に必要な事項を定めることを目的とする。

(予防技術資格者の認定)

第2条 局長は、資格者告示第1条各号の要件を満たし、所属長から申請(様式第1号)があった職員を、次号の専門員区分に従い予防技術資格者として認定する。この場合における予防業務従事経験年数とは、予防部予防課(機構改革における旧予防課並びに警防部予防課を含み、調査係を除く。)及び指導課(保安係を除く。)並びに各消防署予防課予防係(機構改革における旧予防係及び旧指導係を含む。)及び消防出張所における予防担当、指導担当の通算従事経験年数とする。

(1) 防火査察専門員

資格者告示第1条各号に該当する職員で、消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という。)のうち防火査察の区分に合格した消防職員

(2) 消防用設備等専門員

資格者告示第1条各号に該当する職員で、予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格した消防職員

(3) 危険物専門員

資格者告示第1条各号に該当する職員で、予防技術検定のうち危険物の区分に合格した消防職員

2 局長は、資格者告示附則第4項に規定する要件を満たす者で予防部予防課、指導課及び各消防署予防課(毎日勤務の職員に限る。)に勤務し、かつ、資格者告示附則第4項第1号に規定する指定予防業務(以下「指定予防業務」という。)を担当する職員の中から特に認められた者に対し、次号の専門員区分に従い予防技術資格者として認定する。

(1) 防火査察専門員

指定予防業務のうち防火管理、防火査察又は違反処理に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号に該当する消防職員

(2) 消防用設備等専門員

指定予防業務のうち消防同意又は消防用設備等に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号に該当する消防職員

(3) 危険物専門員

指定予防業務のうち危険物に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号に該当する消防職員

(予防技術資格者認定証の交付)

第3条 局長は、前条により予防技術資格者として認定したときは、予防技術

資格者認定証（様式第2号）を交付するとともに、予防技術資格者認定簿（様式第3号）により登録するものとする。

（予防技術資格者の責務）

第4条 予防技術資格者は、日頃から高度な知識及び技術の習得向上に心掛けるものとする。

2 予防技術資格者は、消防法令を遵守するとともに、必要に応じ職員に対し助言を与えるよう努めるものとする。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、予防技術検定合格職員に対し、個々の予防業務に従事するための適正等を見極め、予防業務の従事状況等の管理に努めるものとする。

（予防技術資格者の認定取消）

第6条 局長は、予防技術資格者としてふさわしくない行為を行った者に対し、認定を取り消すことができる。

（予防技術資格者章）

第7条 局長は、予防技術資格者として認定した者に対し、千葉市消防吏員の服制等に関する規則（平成3年千葉市規則第78号。（以下「規則」という。）別表第1に定める予防技術資格者章を貸与するものとする。

2 予防技術資格者に認定された者は、別表の定めるところにより前項の予防技術資格者章を夏服、冬服の左胸部（規則別図5，9，10及び11）に付ける。

3 予防技術資格者章を紛失し、又はき損した場合は、千葉市消防吏員の服装等に関する規程（平成4年千葉市消防局訓令（甲）第10号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、届け出なければならない。

4 予防技術資格者として認定された者が、退職その他の事由により予防技術資格者章を返納する場合は、規程第5条第1項の規定に基づき、報告しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めのない事項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 〔平成19年3月27日 18千消予第666号〕  
〔 18千消指導第544号〕

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 〔平成25年3月19日 25千消予第2702号〕  
〔 25千消指導第1066号〕

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [ 令和3年3月31日 2千消予第1794号  
2千消指導第957号 ]

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に貸与されているこの要綱の改正前の規定による予防技術者資格者胸章については、規則別表第1に定める予防技術資格者章が貸与されるまでの間、規則別表第1に定める予防技術資格者章とみなす。

別表

|         | 消防署 | 予防部 | 総務部・警防部 |
|---------|-----|-----|---------|
| 消防司令長以上 | △   | △   | △       |
| 消防司令以下  | ○   | ○   | △       |

備考

- 1 ○印は着用する者。
- 2 △印は着用することができる者。

年 月 日

予防技術資格者認定申請書

(あて先) 千葉市消防局長

所 属 長 名

下記の職員は予防技術資格者認定要綱に基づく予防技術資格者として認定できるので申請します。

記

| 所属 | 氏名 | 階級 |
|----|----|----|
|    |    |    |

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 申 請 区 分 | <input type="checkbox"/> 防火査察専門員   |
|         | <input type="checkbox"/> 消防用設備等専門員 |
|         | <input type="checkbox"/> 危険物専門員    |

予防業務従事経験

| 従事経験 | 階級 | 所 属 | 係 名 |
|------|----|-----|-----|
| ～    |    |     |     |
| ～    |    |     |     |
| ～    |    |     |     |
| ～    |    |     |     |
| ～    |    |     |     |

※申請にあたっては、一般財団法人消防試験研究センター発行の予防技術検  
定合格証明書の写しを添付すること。

第 号

予防技術資格者認定証

氏 名

消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）に基づき予防技術資格者〔 専門員〕として認定する。

平成 年 月 日

千葉市消防局長



